

ごみ減量・資源化の取り組み

食品ロス対策

日本では、年間約621万トンのまだ食べられる食品が廃棄されています。これは、1300万人の都民が1年間に食べる食品の量に匹敵する膨大な量です。そして、食品ロスの約半数は一般の家庭から発生しています。一人一人が「もったいない」を意識して、日頃の生活を見直すことが重要です。

食材を『買すぎない』『使い切る』

買い物の前には、冷蔵庫や戸棚の在庫を確認し買すぎに注意しましょう
 買い物のときは、手前に並んでいるものから選びましょう
 買った食材は使い切りましょう

作った料理は『食べ切る』

たくさん作りすぎないようにしましょう
 残ってしまったら、違う料理にアレンジしたり、食べ切る工夫をしましょう

それでも出てしまうごみは

『水切り』で減量
 ごみの約8割は水分です
 捨てる前にギュッとひとしぼり



生ごみ処理機器で「たい肥」にリサイクル
 ダンボールコンポストなどを使って、捨てる前に「たい肥」にリサイクル

P.39

フードバンク活動

期限が間近の食品や、印刷ミスや梱包破損といった品質には問題がないが通常の販売が困難な食品・食材をNPO等が企業から寄付してもらい、福祉施設などへ無償提供する「フードバンク活動」という取り組みも始まっています。

賞味期限と消費期限の違いを正しく理解しましょう

消費期限は「食べても安全な期限」で、過ぎたものは食べない方が安全です
 賞味期限は「おいしく食べられる期限」で、それを過ぎてもすぐに食べられなくなるわけではありません
 見た目や臭いなど、個別に判断しましょう

外食時の食品ロスを防ぐには

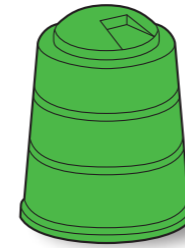
食べられる分だけ注文しましょう
 少量メニューなどを利用することも有効です
 宴会や会食などはおいしく食べる時間を設けましょう（開始後30分、終了前10分）
 それでも残ってしまった料理はお店の方に確認して、可能ならば持ち帰りましょう（持ち帰った料理は自己責任となります）



ごみ減量・資源化の取り組み

多摩市生ごみ処理機器等の補助金制度

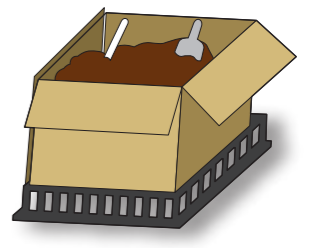
ご家庭から出される燃やせるごみの約3割が生ごみです。多摩市では、生ごみ減量がごみ減量の有効な手法と考え、自家処理を積極的に推進するため、ご家庭での生ごみの堆肥化や減量に取り組まれる方へ、生ごみ処理機器の購入費の一部を予算の範囲内で補助しています。申請方法等は、購入前にお問い合わせください。



非電動式生ごみ処理機器

（ダンボールコンポストを除く）

- 原則として1世帯に1基
- 〈補助金額〉
購入金額の2分の1
又は5,000円の
いずれか低い方の金額



ダンボールコンポスト

- 年度ごとに1世帯2基まで
- 〈補助金額〉
購入金額の2分の1
又は5,000円の
いずれか低い方の金額

消耗品

（発酵促進剤・基材など）

- 年度ごとに1世帯
2,000円まで
- 〈補助金額〉
購入金額の2分の1

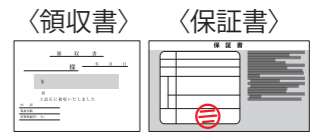


申請方法

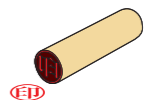
①ごみ対策課窓口で…
 お店で購入後、領収書、メーカー発行の保証書又は取扱説明書等、認印、通帳等補助金の振込み口座が分かるものを持参のうえ、エコプラザ多摩までお越しください。

②郵送で…
 多摩市公式ホームページからダウンロードした申請書と請求書に、記入例を参照のうえ、記入・押印していただき、領収書、メーカー発行の保証書の原本又は取扱説明書の写し等、通帳等補助金の振込み口座が分かるもののコピーを添えて、下記までお送りください。（領収書、保証書等の原本は後日お返しします。）

※申請期間は製品購入から6ヶ月以内になります
 ※1個あたりの補助金額に100円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てになります



原本



認印



写

お問合せ・申請先

ごみ対策課 生ごみ減量推進担当
 多摩市諏訪6-3-2 エコプラザ多摩 電話 042-338-6836